

杉並区給食費相当給付金事業 F A Q（よくある質問と回答）

Q1 月の途中で杉並区に転入してきました。給付金は日割でもらえますか。

A1 給付金は日割ではなく月単位で支給します。各基準日（令和8年5月1日、令和8年10月1日、令和9年1月10日）における住民登録の有無により対象月が決まります。

- 令和8年5月1日に住民登録あり → 対象月 令和8年4月～7月
- 令和8年10月1日に住民登録あり → 対象月 令和8年9月～12月
- 令和9年1月10日に住民登録あり → 対象月 令和9年1月～3月

Q2 杉並区に5月2日に転入しました。子どもは私立学校に通っていますが、お知らせが届きません。いつ頃届きますか。

A2 11月上旬頃の発送を予定しています。転入日よりお知らせの発送日は次のようになります。

- 令和8年5月2日以降に転入し、令和8年10月1日に住民登録あり → 令和8年11月上旬頃発送
- 令和8年10月2日以降に転入し、令和9年1月10日に住民登録あり → 令和9年2月上旬頃発送

Q3 申請が8月13日に間に合わないと、支給対象に当てはまっても、4月～7月分の給付金は受け取れないのですか。

A3 受け取る時期は遅くなりますが、第2回または第3回の支給時期に併せて支給します。

12月10日までに申請された場合は、4月～12月分をまとめて支給します。

12月10日を過ぎ令和9年3月10日までに申請された場合は、4月～3月分をまとめて支給します。

Q4 振込口座の名義は、申請者（保護者）とは別人でもいいですか。

A4 本給付金は申請者本人に支給しますので、申請者のお名前と同じ名義の口座を指定してください。

父母のどちらが申請者になってもかまいませんが、父親の口座に振り込む場合は申請者も父親、母親の口座に振り込む場合は申請者も母親としてください。

Q5 外国籍の場合、申請者名は本名ですか、通称名ですか。

A5 どちらでもかまいません。ただし、振込口座の名義が本名の場合は申請者名も本名、通称名の場合は申請者名も通称名としてください。

Q6 振込口座は海外の口座でもいいですか。

A6 海外口座はお取り扱いができません。振込可能な日本国内の銀行口座をご指定ください。

非居住者円預金口座（海外在住者が開設している口座）についても、同様に海外送金手数料がかかるため、お取り扱いができません。日本国内の銀行口座をご指定ください。